

「定期積金規定」(ひな形) 変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1. (掛金の払込み) 定期積金(以下、「この積金」といいます。)は、通帳または証書に記載の約定の掛込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳または証書を持参してください。</p> <p>2. (口座振替による掛金の払込み) (1) この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。 (2) この貯金の掛込日(掛込日が休日の場合は、翌営業日)に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は行いません。 掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額(振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。)を超えるときは、掛込日から7営業日までの期間に限り前項と同様に掛込を行います。また、7営業日を超えて掛込ができなかった場合は、積金契約者へ通知することなく当該掛込を中止します。<u>ただし、2021年10月1日以降、新たに口座を開設もしくは再契約した積金については、次回以降の掛込日に中止した掛込み分を含め振替口座から掛込を行います。なお、その場合には、掛込日が古いものから順に掛込額単位で掛込を行います。</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>3. { 23.</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(2021年10月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1. (掛金の払込み) 定期積金(以下、「この積金」といいます。)は、通帳または証書に記載の約定の掛込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳または証書を持参してください。</p> <p>2. (口座振替による掛金の払込み) (1) この積金は、あらかじめ指定された貯金口座からの振替により掛金を払い込むことができます。この場合は、あらかじめ当組合所定の書面によって当店に届出てください。 (2) この貯金の掛込日(掛込日が休日の場合は、翌営業日)に、掛込口座欄で指定する口座から、積金契約者へ通知することなく、掛込額を引落しのうえ掛込を行います。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出は行いません。 掛込日において、掛込額が振替口座から払い戻すことのできる金額(振替条件で「貸越が発生しても掛込」を指定したときは、当座貸越を利用できる金額を含む。)を超えるときは、掛込日から7営業日までの期間に限り前項と同様に掛込を行います。また、7営業日を超えて掛込ができなかった場合は、積金契約者へ通知することなく当該掛込を中止します。<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>3. { 23.</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(2021年9月13日現在)</u></p>